

鈴鹿市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

鈴鹿市長 末松則子

| 路線名 | 起点 | 主要な 経過地 | 延長（m） |
|-------|-------|------------|-----------|
| | 終点 | | 幅員（m） |
| 飯野十宮線 | 神戸七丁目 | 神戸七丁目 | 10.0 |
| | 神戸七丁目 | | 16.3～22.0 |